

第7章 騒音・振動・悪臭

1 騒音・振動

(1) 現況

騒音は、公害の中でもとりわけ日常生活と関係が深く、その発生源は、工場・事業所・建設作業・飲食店などの深夜営業等の事業活動から発生するもの、自動車や鉄道などの交通手段から発生するものなど多様です。

近年の騒音に関する苦情内容は、ほとんどが騒音規制法の適用を受けない事業所や一般家庭などから発生する騒音に対する苦情でした。また、振動に関する苦情は、近年ほとんど寄せられていません。

(2) 自動車騒音常時監視調査結果

指定地域内において測定路線を選別し自動車騒音の測定を行っています。測定の結果、要請限度を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を要請します。令和5年度は、一般国道8号線の測定を行いました。その結果は、調査路線において環境基準達成率が昼間、夜間とも100%でした。（資料編表6-45）

(3) 騒音・振動に関する規制

① 騒音規制法・振動規制法に基づく規制

騒音については、達成することが望ましい基準である「環境基準」と、遵守しなければならない「規制基準」があります。また、振動については「規制基準」が定められています。

騒音、振動については、生活環境を保全する必要があると認める地域（都市計画法で定める用途地域に準ずる。）を指定することにより、地域内において騒音規制法及び振動規制法に係る届出が必要な特定施設を有する工場・事業所及び届出が必要な特定建設作業については規制基準が適用されます。

ア) 工場・事業所の規制

指定地域内において、特定施設（一定出力を超える送風機、金属加工機など著しい騒音・振動を発する施設）を設置しようとする者は、事前に市へ届け出ることを義務付けています。

イ) 建設作業の規制

指定地域内において、特定建設作業（くい打ち機等を使用する作業等著しい騒音・振動を発生させる作業）を伴う建設工事を実施しようとする者は、事前に市へ届け出ることを義務付けています。

② 県公害防止条例に基づく規制

県公害防止条例では、特定工場において発生する騒音、飲食店営業、カラオケボックス営業及び車両洗浄装置営業における深夜（午後11時から翌朝5時まで）の騒音を規制しています。また、午後9時から翌朝8時までの屋外における拡声器放送について、一部の例外を除き禁止しています。

③ 環境保全（公害防止）協定に基づく規制

本市では、協定を締結している事業場に対して、法および条例の規制より、厳しい規制を行っています。

(4) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

平成29年3月24日付け福井県告示113号により、環境基本法の規定に基づく新幹線鉄道騒音に係る環境基準について、地域類型を当てはめる地域の指定がなされました。現在、鉄道運輸機構が調査、対応をしていますが、必要に応じて本市においても、基準順守を求めています。

2 悪臭

(1) 現況

悪臭は、騒音・振動と同様に「感覚公害」と言われ、臭覚を通して人に不快感を与えます。臭いの感じ方については、個人の嗜好性や心理状態、健康状態などによって差があり、臭気に対する評価が異なるため、悪臭公害を複雑にしています。近年は、規制地域外や、家庭での生活そのものから苦情が発生することが少なくありません。

令和 5 年度における悪臭に係る苦情件数は、1 件でした。

(2) 悪臭調査結果

悪臭苦情の内容から必要に応じた立ち入り調査を行っています。

① 硫化水素濃度調査結果

大気汚染常時監視味真野局において、特定悪臭物質（資料編表 6-29）の一つである硫化水素の測定を行っています。硫化水素は、硫黄と水素の化合物です。硫黄自体は無臭ですが、硫化水素は、温泉臭によく例えられ、汲み取り式便所や汚れた道路側溝などからもバクテリアにより自然発生しています。

観測局において冬期に濃度が上昇傾向にあります（資料編表 6-48）が、発生源の一つである事業所が観測局の北に位置し、夏期は南風が多いのに対し、冬期は北西の風が多いことが原因と考えられます。現在観測されている濃度域においては、人体への悪影響はないと認識しています。

また、味真野地区の一部では、通常より厳しい硫化水素の規制を実施（資料編図 6-27、資料編表 6-28）しています。

令和 5 年度において、環境保全協定を締結している事業者のうち 1 事業所の敷地境界線で調査を実施したところ、基準値超過確認したため、改善指導を行い、その結果、事業者から改善報告を受けています。

（資料編表 6-33）

③ 臭気指数調査結果

市では、協定を締結している事業所において、必

要に応じて臭気指数調査を実施しています。令和 5 年度においては、調査が必要な事業所はありませんでした。

(3) 悪臭に関する規制

① 悪臭防止法に基づく規制

悪臭については、住民の生活環境を保全する必要性があると認める地域を指定し（原則として都市計画法で定める用途地域に準ずる。）、規制地域内にある全ての工場・事業所に、規制基準を適用して指導しています。

② 県公害防止条例に基づく規制

県公害防止条例では、悪臭に係る特定施設を定め、その使用方法や構造について、市へ届け出ることを義務付けています。

また、法による規制地域外であっても、特定施設設置工場・事業所に対しては規制を設けられています。

③ 環境保全（公害防止）協定に基づく規制

市では、協定を締結している事業所に対して、法及び条例の規制よりも厳しい規制を行っています。

また、平成 18 年 4 月に、環境審議会が「環境保全協定モデル」が答申され、進出する事業所だけでなく、今まで締結している企業に対しても協定更新を促し、より規制の強化を図っています。